

香川県中小企業振興条例をここに公布する。

香川県中小企業振興条例

香川県の中小企業は、今日まで、生産、流通等本県経済活動の原動力として、重要な役割を果たすとともに、雇用機会を創出し、地域社会の担い手として、本県の発展及び県民生活の向上をもたらしてきた。

しかし、近年、国際競争の激化、人口減少の進展等により、社会経済情勢が大きく変化し、中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。

このような中、今後も本県の持続的かつ活力ある成長発展を図るためには、中小企業者の自主的な努力を基本としつつ、新しい技術、ビジネスモデル等の新たな価値を生み出す等意欲ある中小企業を育て、支援していくことが重要である。

ここに、私たちは、次代を担う若者が将来に夢と希望を持つことのできる、元気で活力ある香川を創造することを目指して、社会全体で中小企業の振興に取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念及び施策の基本方針を定めるとともに、県の責務、中小企業者の努力等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって本県の経済の活性化及び持続的発展並びに県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他中小企業の支援を行う団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業が多様な事業分野において特色ある事業活動を行い、本県の経済の活性化及び雇用の確保に貢献し、本県の経済を支える重要な存在であることに鑑み、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業者の創意工夫を生かした自主的な努力により、その経営の改善及び向上が促進されること。
- (2) 本県の人材、技術、自然その他の資源の積極的な活用が図られること。
- (3) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化が図られること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業振興施策を実施するものとする。

- 2 県は、中小企業振興施策を実施するに当たっては、国、市町、大学、中小企業団体その他の関係機関との連携に努めなければならない。
- 3 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、その事業の成長発展を図るとともに、地域の活性化に資するよう努めるものとする。

- 2 中小企業者は、雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生の充実その他雇用環境の整備に努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業が本県の経済を支える重要な存在であることについて理解を深めるとともに、県が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の理解及び協力)

第8条 県民は、中小企業の振興の重要性について理解するとともに、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を実施するものとする。

(1) 中小企業者の経営の革新(法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。)を促進すること。

(2) 中小企業の創業及び新たな事業の創出を促進すること。

(3) 中小企業に対する資金の供給の円滑化を図ること。

(4) 中小企業の人材の確保及び育成を図ること。

(5) 中小企業の販路の開拓を促進すること。

(6) 中小企業の知的財産の創造、保護及び活用を促進すること。

(市町に対する支援)

第10条 県は、市町が実施する中小企業振興施策について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第11条 県は、中小企業振興施策を実施するに当たっては、経営資源(法第2条第4項に規定する経営資源をいう。)の確保が特に困難であることが多い小規模企業者(同条第5項に規定する小規模企業者をいう。)に配慮するものとする。

(調査及び研究)

第12条 県は、中小企業振興施策を効果的に実施するため必要な調査及び研究を行うものとする。

(施策の実施状況の公表)

第13条 県は、毎年度、中小企業振興施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、中小企業振興施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。